

○総務省告示第 号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第二十四条第三十項の規定に基づき、同項に規定する衛星基幹放送の受信装置が副次的に発する電波の電力の測定方法を次のように定め、平成三十年四月一日から施行する。

平成 年 月 日

総務大臣 高市 早苗

## 一 試験場の条件

試験場（無線局が発射する電波の電力を測定する場所をいう。以下同じ。）は、次の各号の条件に適合すること。

1 試験場は、周囲に電波を発射する物体がなく、かつ、長径六メートル、短径五・二メートルの円形の範囲内に測定の際の障害となる金属物体がない平坦な場所であること。なお、試験場には、電波吸収体や電波の透過性の良い材質による覆いが施設された試験場を含むこととする。

2 試験場において測定される電波の電界強度（被測定機器が発射する電波以外の電波のものに限る。）は、測定器により測定した場合、設備規則第二十四条第三十項に規定する漏洩の上限値より一〇デシベル以上低いこと。

3 試験場は、測定結果に対する反射の影響が小さくなるよう留意されたものであること。

## 二 被測定機器の設置条件

被測定機器は、次の条件により設置すること。

1 木その他の絶縁材料により作られた高さ一・五メートルの回転台（以下「回転台」という。）の上に被測定機器を設置すること。

2 被測定機器は、電力又は電界強度の測定値が最大となるよう設置すること。

## 三 測定器の条件

測定器は、次の条件に適合すること。

1 スペクトルアナライザは、平均値表示が可能であること。

2 スペクトルアナライザは分解能帯域幅を一〇〇kHz、三〇〇kHz及び一MHzに設定できるものであること。

3 適切な期間内に較正又は校正を受けたものであること。

#### 四 測定用空中線の条件

測定用空中線は、空中線利得が既知とされるホーン空中線であること。

#### 五 測定の方法

試験場における各機器の配置は別図に示すとおりとし、電力又は電界強度の測定の方法は次のとおりとする。

1 被測定機器と測定用空中線の床面には、電波吸収体を設置する。

2 スペクトルアナライザの分解能帯域幅は、無変調の電波を測定する場合は一〇〇kHz又は三〇〇kHzに、変調された電波を測定する場合は一MHzに設定し、測定周波数帯幅及び掃引時間を適切に調整する。

3 被測定機器の中心位置に正対する高さに測定用空中線を垂直偏波を受信するように設置する。

4 回転台を回転させ、電力又は電界強度の最大値を測定する。

5 被測定機器と測定用空中線の水平距離における測定値は、被測定機器の設置位置における電力の値に補正する。

6 3から5までと同様の方法により、測定用空中線を水平偏波を受信するように設置した場合の電力を測定する。

7 5及び6の電力のいずれか大きい値をもって被測定機器が発射する電波の電力とする。

8 平成十一年郵政省告示第三百号（無線設備から発射される電波の強度の算出方法及び測定方法を定める件）に示す方法により電波の強度の換算を行う場合は、G（絶対利得）及びK（反射係数）の値は一を用いる。

## 六 その他

第一項から前項までに規定する条件によることが著しく困難又は不合理と総務大臣が認める場合は、これによらないことができる。



